

同和問題（部落差別）



本当に大切なことを見失わないで！



(漫画：桜田幸子さん)

同和問題（部落差別）の解決のためには…

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、今日においても、同和地区に生まれた又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題のことです。

現在もなお同和問題（部落差別）が残っているのは、この問題について正しく学んでいないことが大きな要因です。同和問題（部落差別）の解決のためには、正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。



どんな課題がありますか？

結婚や就職の際に、出身地を理由に差別等をされること

出身地を理由に、結婚に反対したり、就職の際の採用選考時に、本人の能力や適性とは関係のない不適切な質問を行ったりする等の事象が起きています。

インターネット上で差別表現や差別情報が流されること

インターネットの匿名性を悪用した、同和地区を誹謗中傷する差別書き込みが頻発する等、差別情報の掲載が問題となっています。

不動産売買等における「土地差別」

都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域に対する差別調査を行ったり、不動産売買において同和地区の物件を避けたりする、いわゆる「土地差別」という同和地区を忌避する状況が報告されています。

職権の悪用等による戸籍謄本等の不正取得

一部の司法書士や行政書士等が、職務上の権限を利用して他人の戸籍謄本等を不正に取得するといった事件が相次いで発覚しています。

えせ同和行為

同和問題（部落差別）に対する誤った認識を利用し不当な要求をするえせ同和行為は、差別の拡散につながりかねず、部落差別の解消の大きな妨げとなっています。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ 同和对策審議会答申〔1965〕
- ・ 地域改善対策協議会意見具申〔1996〕
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔2000制定〕（p39参照）
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画〔2002策定 2011一部改定〕
- ・ 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）〔2016制定〕

● 熊本県の主な取組み

1 同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発の推進

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」及び「熊本県部落差別解消推進条例」の理念を踏まえ、同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発を推進します。

2 差別事象の早期解決と再発防止

同和問題（部落差別）に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組みます。

3 公正採用選考の推進

企業の採用選考に当たっては、人権に配慮し、応募者の適性と能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう取り組みます。

4 隣保館活動の支援

地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館の活動を支援します。

5 相談機能の強化

様々な人権相談に迅速・的確に対応するため、相談機能の強化に取り組みます。

〔関係する主な条例・計画等〕

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例〔2020制定 ※熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（1995）を全部改正し改題〕

部落差別解消に向けた基本理念や県の責務を明らかにするとともに、結婚や就職に際して、部落差別につながるような身元調査を行うことを規制しています。

熊本県人権教育・啓発基本計画〔2004策定 2008、2012、2016、2020改定〕

同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の現状・課題を明らかにし、今後の人権教育・啓発の進むべき方向を明記しています。

